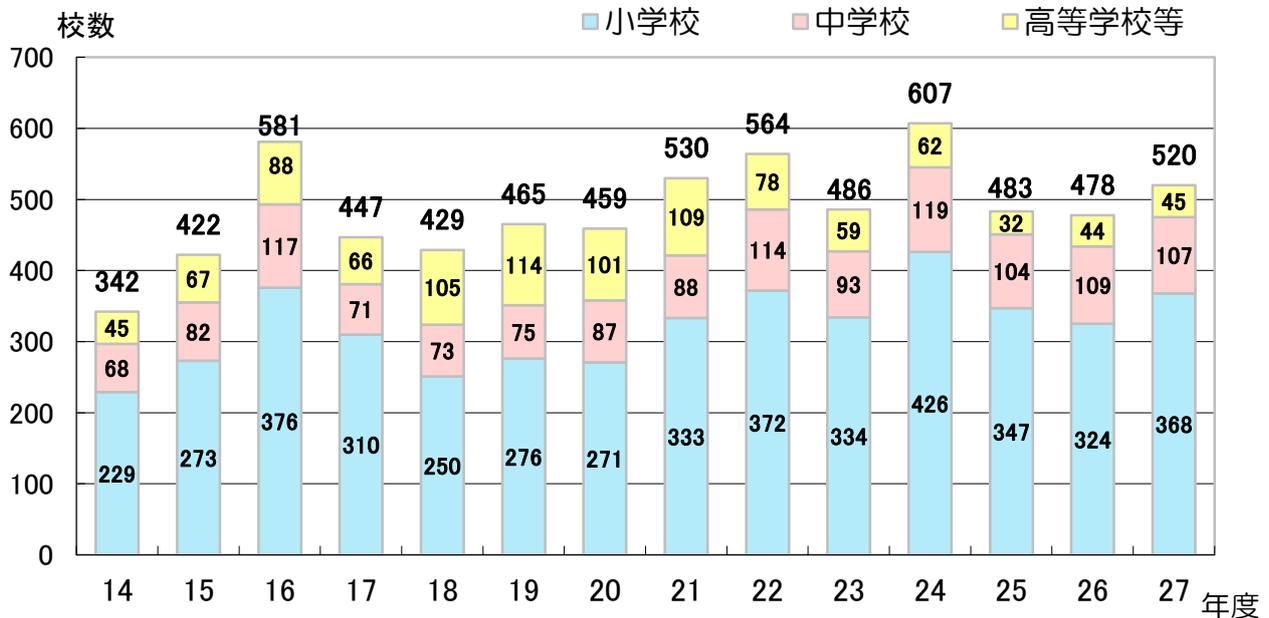


# 廃校数・活用状況

## 廃校活用に関する手続について

資料 7 - 2

### 公立学校の年度別廃校数 (平成28年5月1日現在)



### 公立学校の廃校活用状況 (平成28年5月1日現在)

廃校数 6,811 校 (平成14年度～平成27年度)

小学校：4,489校 中学校：1,307校 高等学校：915校 特別支援学校：100校

施設が現存している廃校の数		5,943校	
	活用されているもの	4,198校	70.6%
	活用されていないもの	1,745校	29.4%
	活用の用途が決まっている	314校	5.3%
	活用の用途が決まっていない	1,260校	21.2%
	取壊しを予定	171校	2.9%

### 財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化

国庫補助を受けて建設された学校施設を、学校以外に転用したり売却する場合は、原則として、補助金相当額の国庫納付等により文部科学大臣の承認を得るための財産処分手続が必要となります。

文部科学省では、廃校を積極的に活用していただくため、[国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分](#)の場合は、[相手先を問わず国庫納付金を不要とするなど](#)、ほとんどのケースにおいて国庫納付金が不要となるよう、財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図り、地方公共団体の取組を支援しています。

財産処分手続の詳細については、施設助成課のホームページで紹介していますのでご覧ください。